

令和3年度特許法等改正説明会

特許庁 総務部 総務課 制度審議室



1

施行期日

2

新型コロナウイルスの感染拡大に対応したデジタル化対応等の手続の整備

- ① 審判口頭審理のオンライン化
- ② 銀行振込による予納の開始
- ③ 意匠・商標国際出願手続のデジタル化
 - (i) 国際意匠・商標の登録出願に係る登録査定の際の謄本の送達見直し
 - (ii) 国際商標登録出願に係る手数料の二段階納付の廃止
 - (iii) 国際意匠登録出願における新規性喪失の例外適用証明書の提出方法の拡充
- ④ 災害等の理由による手続期間徒過後の割増料金免除

3

デジタル化等の進展に伴う企業行動の変化に対応した権利保護の見直し

- ① 海外からの模倣品流入への規制強化
- ② 訂正審判等における通常実施権者の承諾要件見直し
- ③ 特許権等の権利回復要件の緩和

4

知的財産制度の基盤強化

- ① 特許権侵害訴訟等における第三者意見募集制度の導入
- ② 特許料等の料金体系見直し
- ③ 弁理士制度の見直し
 - (i) 農林水産知財業務の弁理士業務への追加
 - (ii) 法人名称の変更（「弁理士法人」への変更）
 - (iii) 一人法人制度の導入

施行期日について

- 原則、本改正法の公布の日（令和3年5月21日）から1年を超えない範囲で政令で定める日に施行を行う。
- 新型コロナウイルスの感染拡大に対応した改正事項等については、1年を待たずに施行する。
- また、システム開発等の準備が必要となる改正事項等については、段階的に施行を行う。

施行日 (具体的には政令にて規定)	改正事項
公布日から6月以内 (令和3年10月1日施行)	(1) ①審判口頭審理のオンライン化 (1) ②銀行振込による予納の開始 (1) ③意匠国際出願手続のデジタル化 (i) 国際意匠の登録出願に係る登録査定の際の送達見直し (iii) 国際意匠登録出願における新規性喪失の例外適用証明書の提出方法の拡充 (1) ④災害等の理由による手続期間超過後の割増料金免除
公布日から1年以内 (令和4年4月1日施行)	(1) ②料金支払方法の拡充 (2) ②訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し (3) ①特許権侵害訴訟等における第三者意見募集制度の導入 (3) ②特許料等の料金体系見直し (3) ③弁理士制度の見直し (i) 農林水産知財業務の弁理士業務への追加 (ii) 法人名称の変更（「弁理士法人」への変更） (iii) 一人法人制度の導入
公布日から1年半以内 (令和4年10月1日施行)	(2) ① 海外からの模倣品流入への規制強化
公布日から2年以内 (令和5年4月1日施行)	(1) ③商標国際出願手続のデジタル化 (i) 国際商標の登録出願に係る登録査定の際の送達見直し (ii) 国際商標登録出願に係る手数料の二段階納付の廃止 (2) ③特許権等の権利回復要件の緩和

※このほか、所与の改正について、公布日又は公布日から1月で施行する。

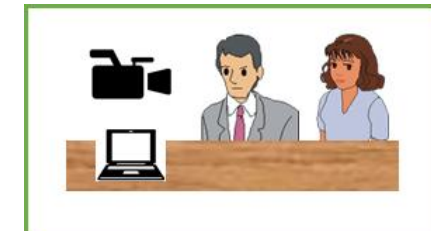
① 審判口頭審理のオンライン化

- 無効審判や商標登録取消審判等は、権利の有効性について、3人の審判官からなる審判合議体が判断を行う。審判請求人と権利者の双方に主張、立証を尽くさせるため、それらの審理方式は、口頭審理によるものとされている。
- 口頭審理においては、審判請求人等は特許庁の審判廷に物理的に「出頭」することが必要であった。
- 新型コロナウイルス感染症の状況に影響されずに口頭審理を開催可能にするとともに、デジタル化等の社会構造の変化に対応可能とするため、審判長の判断で、審判廷に出頭することなく、審判請求人等がウェブ会議システム等を通じて口頭審理に関与可能とするよう改正を行った。

【ウェブ会議システムを利用した口頭審理のイメージ】



遠隔参加する審判請求人
(審判請求人企業会議室)



遠隔参加する権利者
(権利者企業会議室)

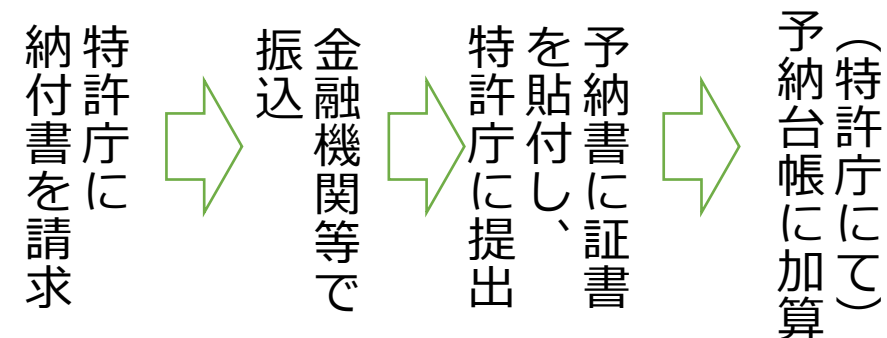
② 銀行振込による予納の開始

- 特許庁に対し利用者が一定の金額をあらかじめ納めておく「予納」の入金について、改正前は「特許印紙」で行うこと（印紙予納）とされていた。
- しかし、印紙による予納は、利用者が郵便局等で多額の特許印紙を購入し、書面に貼り付け、特許庁に納付する必要があったため、利用者と特許庁双方に大きな事務負担があった。
- このため、業務のデジタル化を進めるために銀行振込による予納制度を導入した。
※現状、現金納付書を使った入金に限定しているが、令和4年度後半からオンライン出願ソフトでの入金を開始予定。
- 一定期間後（令和3年10月1日から2年を超えない範囲内）には印紙による予納を廃止する。
※なお、既に入金済の残高、印紙による予納の廃止前に入金した残高については、引き続き利用可能。

【特許印紙見本】



【現金納付書を使った予納フロー（利用者からの視点）】

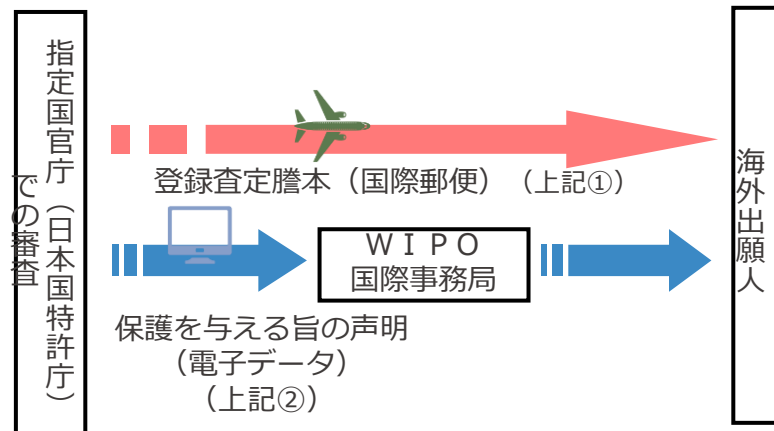


③意匠・商標国際出願手続のデジタル化

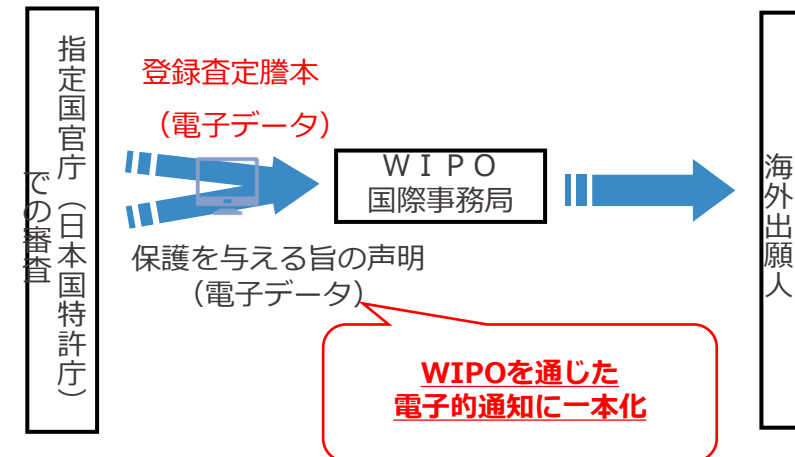
(i) 国際意匠・商標の登録出願に係る登録査定の謄本の送達見直し

- 「ハーグ協定（意匠）」又は「マドリッド協定議定書（商標）」に基づき、日本を指定国を含めて国際意匠又は国際商標を出願し、登録要件を満たせば、特許庁は、海外出願人に対し、
 - ①意匠又は商標の登録ができる旨の査定（登録査定）の謄本を国際郵便により送達し、
 - ②権利を保護する旨を、世界知的所有権機関（WIPO）を通じて、電子的に通知し、送達完了後、権利を付与していた。
- （※ ①は国内法（意匠法又は商標法）に、②は協定又は議定書に基づくもの）
- 今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国際郵便の引受が停止され、①の登録査定の謄本の送達が滞ったことで、権利を付与できず、海外出願人に不利益が生じた。
 - このため、①の謄本送達を②のWIPO経由の電子的通知に一本化できる旨の規定を設け、海外出願人の利便性向上につなげるための改正を行った。

【改正前】



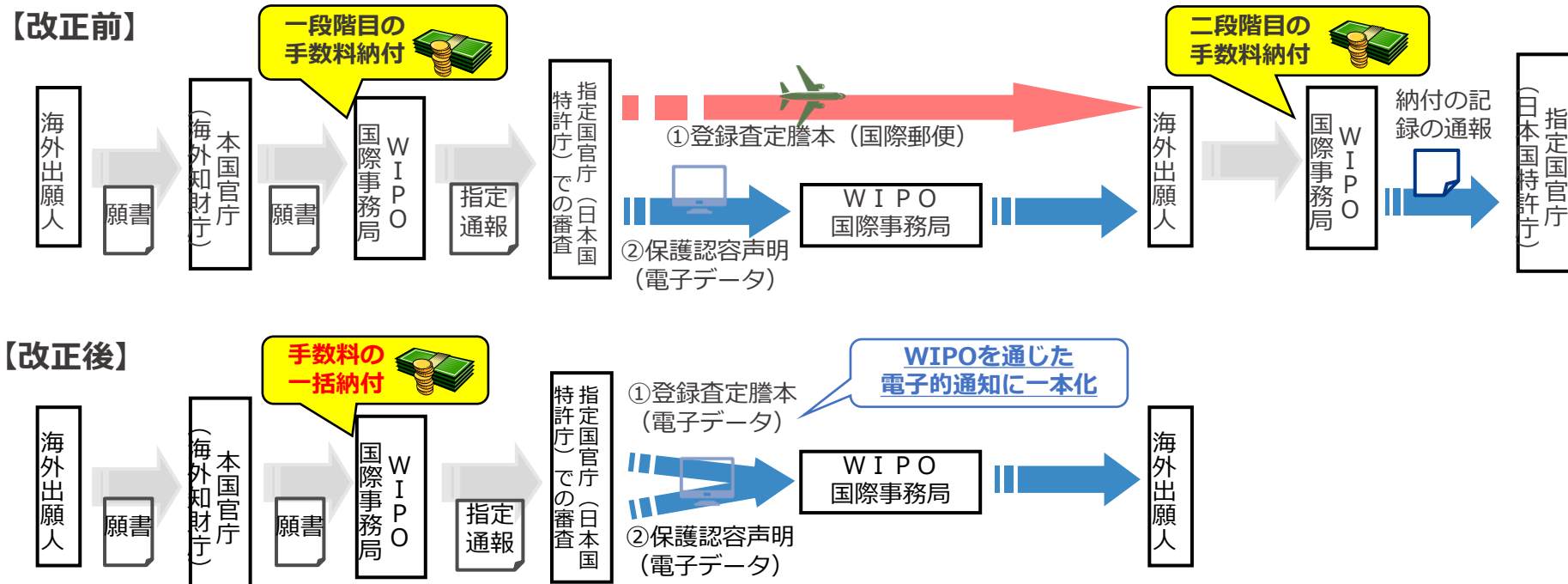
【改正後】



③意匠・商標国際出願手続のデジタル化 (ii) 国際商標登録出願に係る手数料の二段階納付の廃止

- 「マドリッド協定議定書」に基づく国際商標出願・登録に係る手数料について、世界的には出願時に全額を納付させる「一括納付方式」が主流であるのに対し、日本は、出願時（一段階目）と商標権の設定登録時（二段階目）に納付させる「二段階納付方式」を採用していることから、二段階目の納付忘れにより海外出願人が商標登録の機会を逸する事例が生じている。
- このため、手数料の納付を「一括納付方式」に変更することにより、海外出願人にとっての利便性を向上させるための改正を行った。

※さらに、海外出願人に対し、登録査定の際の謄本送達をWIPOを通じた電子的通知に一本化できる旨の規定を設けた。（詳細は前頁）

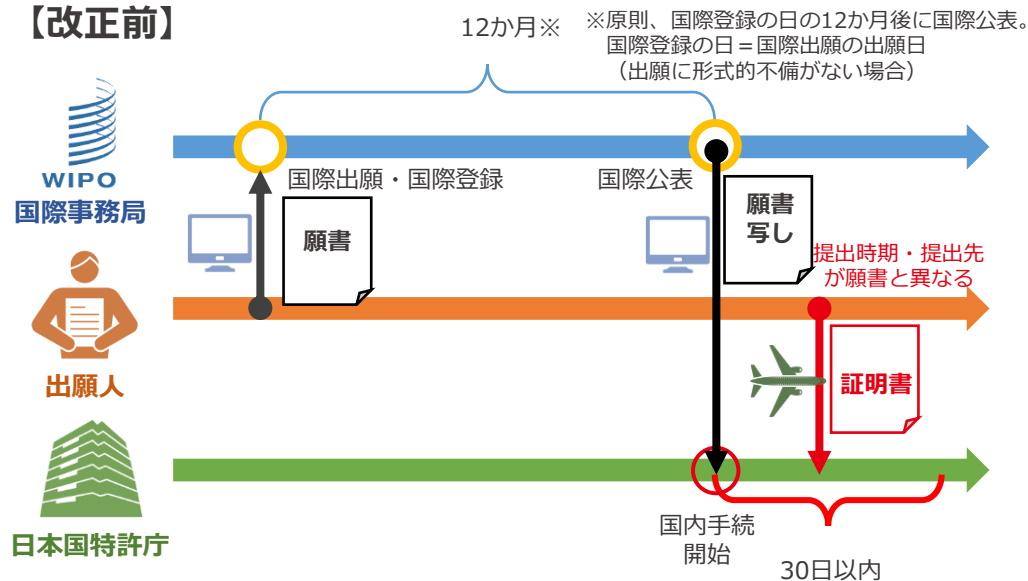


③意匠・商標国際出願手続のデジタル化

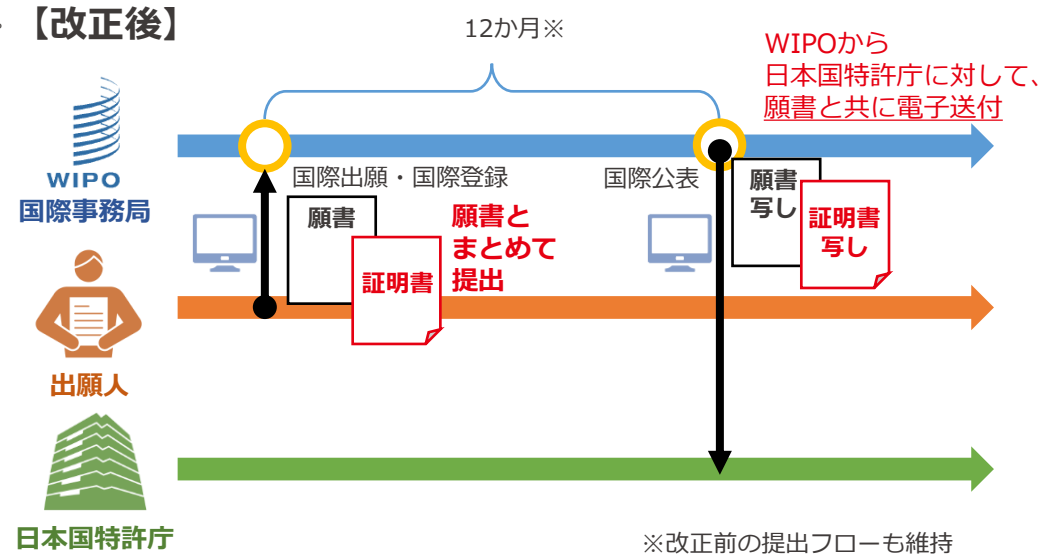
(iii) 国際意匠登録出願における新規性喪失の例外適用証明書の提出方法の拡充

- 「ハーグ協定（意匠）」に基づき国際出願を行う場合、世界知的所有権機関（WIPO）に願書を提出する必要がある。
- 一方、新規性喪失の例外※を示す証明書（例外適用証明書）については、出願から一定期間が経過した後、所定の期間内に日本国特許庁に対して書面で提出する必要があった。
 ※たとえ自らによる公開であったとしても、出願前に公開してしまうと「新規性」がないものとして権利が付与されないが、自らの公開であること等の証明書を提出すれば、例外的に新規性があるものと認められる。
- 改正前は、願書と例外適用証明書の提出時期や提出先が違うことから、出願人が例外適用証明書の提出を失念し、適用を受けることができない事例が生じていた。加えて、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国際郵便の引受が停止したことで、証明書の国際郵便での送付が困難となる事例も生じていた。
- このため、出願人が願書とともに例外適用証明書をWIPOに提出することができる規定を設け、出願手続を簡素化し、海外出願人にとっての利便性を向上させるための改正を行った。

【改正前】



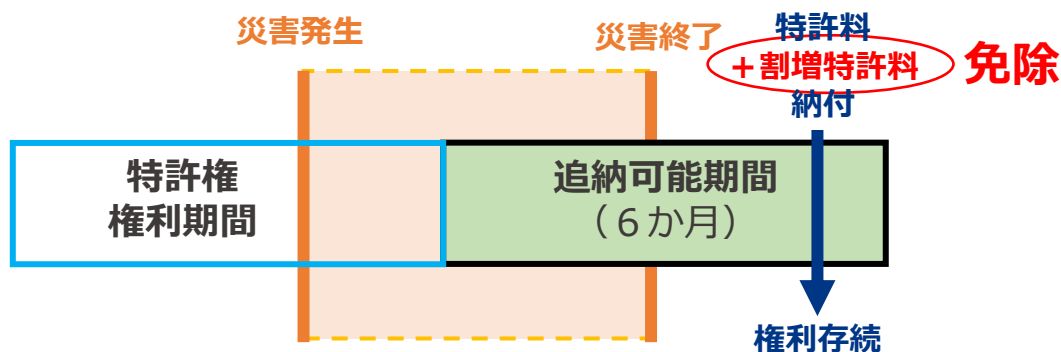
【改正後】



④ 災害等の理由による手続期間徒過後の割増料金免除

- 特許権の設定を受けようとする者は、特許権の設定の登録の日から3年分の特許料を一時に納付し、その後も権利を維持するためには、（例えば1年単位で）特許料を前年以前に納付する必要がある。（この納付を行わなければ、当該特許権は消失する。）
- しかし、4年目以降の特許料においては、その納付期間経過後であっても、6か月以内であれば、通常の特許料に加え、特許料と同額の「割増特許料」を追納することにより、特許権の消失を防ぐことができる。
- 今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、特許権者の責めに帰することができない理由により特許料を納付期間内に納付することができない事態が生じたが、改正前は、そのような場合であっても「割増特許料」の納付を免除する規定がなかった。
- このため、納付期間内に特許料の納付ができなかった理由が、災害の発生など特許権者の責めに帰することができない理由である場合には割増特許料の納付を免除する規定を設けた。

【法改正のイメージ】



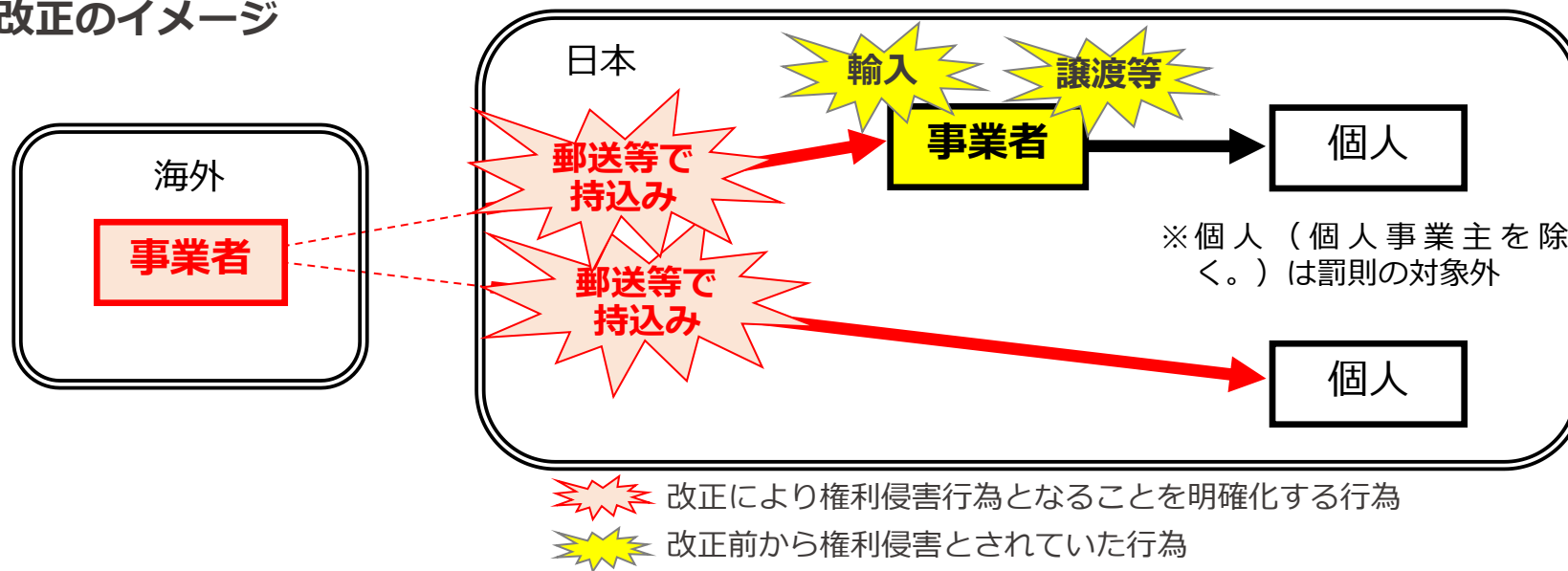
【割増手数料の日米欧中比較】

	コロナを理由とした 期間徒過に係る 割増手数料等
米国	一部の団体のみ免除
欧州 (欧州特許庁)	免除
中国	免除
日本	[改正前]免除なし [改正後]免除

① 海外からの模倣品流入への規制強化

- 産業財産権の権利侵害となるのは、事業性のある場合に限られる。
- 税関では、産業財産権を侵害する物品を「輸入してはならない貨物」として、没収等の対象としているが、侵害物品に当たらない場合（例：個人使用目的で輸入される模倣品）は没収等されない。
- 近年、電子商取引の発展や、国際貨物に係る配送料金の低下等を背景に、「海外の事業者」が「国内の個人」に直接販売・送付した模倣品について、個人使用目的であるとして、税関での没収等がされない事案が急増している。
- このため、従来侵害の成否が明らかでなかった海外の事業者の行為について、郵便等を利用して模倣品を日本国内に持ち込む行為が商標法及び意匠法において権利侵害行為となることを明確化し、模倣品流入に対する規制を強化するための改正を行った。 ※なお、本改正後も、事業者でない個人は、引き続き罰則の対象外。

法改正のイメージ

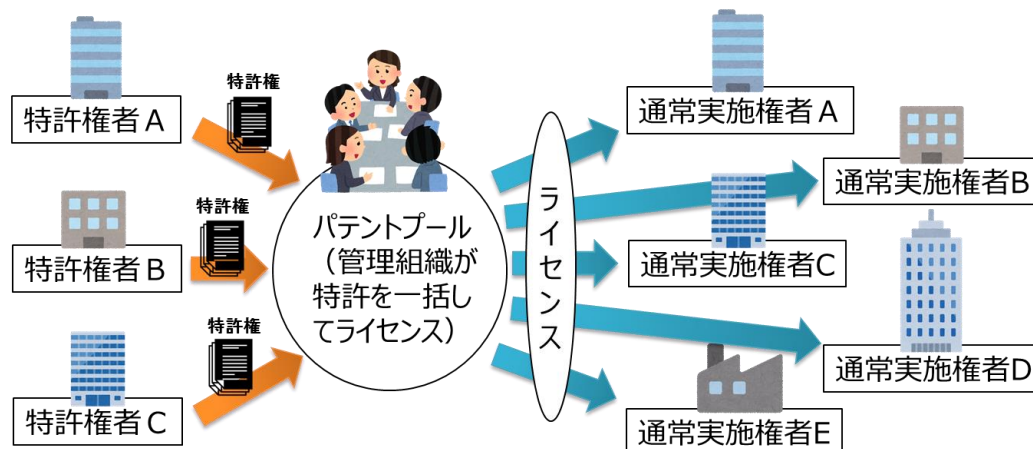


② 訂正審判等における通常実施権者の承諾の不要化

- 特許無効審判等において、特許権者は特許権の訂正をすることにより、特許が無効にされることを防ぐことができる。ただし、訂正等の際は、改正前は、通常実施権者（特許発明を実施することについてライセンスを受けた者）全員の承諾が必要だった。
 - 近年、特許権のライセンスは、1つの特許権を1者にライセンスする単純な態様から、多数の特許権を多数の者にライセンスする大規模かつ複雑な態様へ変化※しており、訂正等に際して全ての通常実施権者の承諾を得ることが現実的に困難になっている。
- ※例えば、複数の企業が特許権を持ち寄り、特許権を管理する独立の団体を設置して、これを通じて参加企業にまとめて通常実施権を許諾する仕組みである「パテントプール」がある。
- 通常実施権者の承諾が得られないことにより特許が無効化され得ることは、特許権者の保護を欠く状況である。
 - このため、訂正の際の通常実施権者の承諾を不要とするよう改正を行った。また、特許権の放棄についても同様の改正を行った。

なお、通常実施権者は、訂正等が行われたとしても引き続き特許発明を実施することができる。
本改正後も承諾を必要とするならば、契約が可能。

【パテントプールによる特許権のライセンスのイメージ】



※改正前は、特許権の範囲の訂正等に際して、通常実施権者 A～E 全ての者の承諾が必要。

【パテントプールにおける通常実施権者数の例】

技術標準名	特許権数	特許権者数	通常実施権者数
MPEG-4	約1,500件	32社	636社

(出典) 産業構造審議会知的財産分科会第38回特許制度小委員会資料2

【その他のライセンスの例（通信規格）】

- 通信規格「LTE」では、当該規格に含まれるとされた特許の数が6,000件程度、特許権者数が50者程度あるとの調査がある。
- 次世代の通信規格である「5G」は、スマート家電や自動運転車等の無線通信機能を必要とするあらゆるものに利用され、特許のライセンス数は一層増加するものと見込まれる。

③特許権等の権利回復要件の緩和

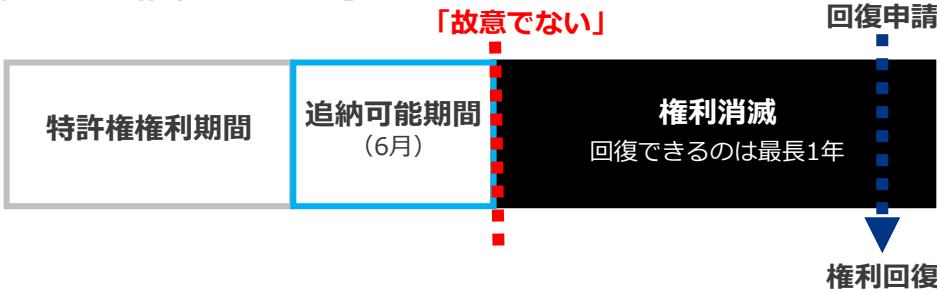
- 手続期間の徒過により特許権等の権利を失ったときでも、期間内に手続できなかったことについて「正当な理由」（特許法条約上「相当な注意」を払った場合）が認められる場合には、申請によりその権利を回復する制度がある。
 - 「正当な理由」の立証責任は申請者にあり、証拠書類の収集が必要であるなど申請者の負担が大きく、回復が認められる割合が諸外国と比べて低いため、近年、国内外の特許権者等から、当該措置の要件緩和が求められている。
 - このため、回復の要件を「正当な理由」がある場合から「故意でない」場合へと緩和するための改正を行った（※）。その際、制度の濫用を防ぐとともに、手続期間の遵守を促すため、回復の申請に際しては一定額の手数料を課す（災害などの場合には免除）。
- ※（新たに救済される例）期間管理ソフトの入力ミスに伴う期間徒過など

【権利回復制度の主な対象手続】

- 特許出願の審査請求
- 特許料の追納
- 外国語でされた国際特許出願の翻訳文提出

※対象手続は、特許法、実用新案法、意匠法、商標法に存在する（上記含め合計18種類）

【特許料の追納に係る権利回復の例】 手続しなかったことが



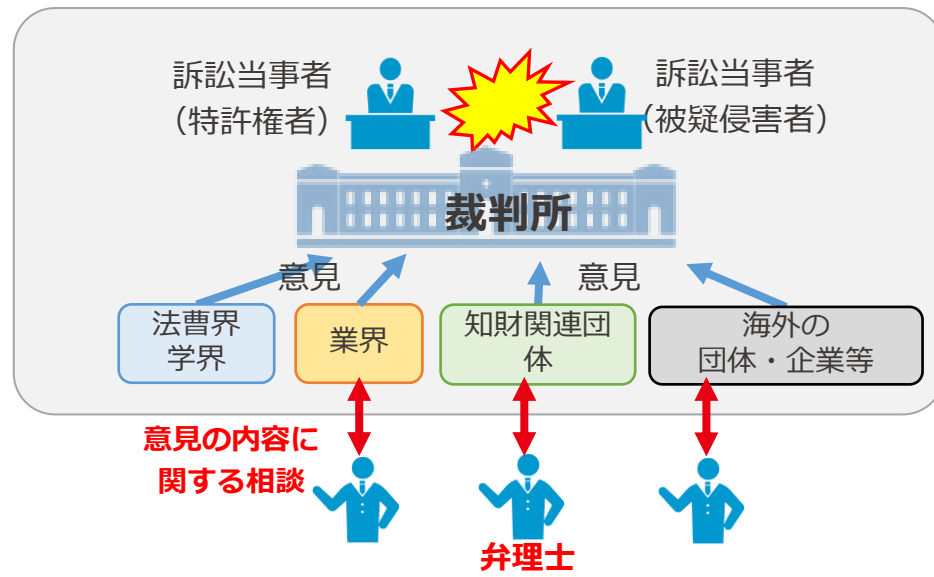
【権利回復制度の日米欧比較】

国・地域	回復期間	回復基準	証拠書類	手数料
日本 (改正前→改正後)	1年	正当な理由 【欧州の「相当な注意」に相当】 →故意でない	必要 →原則不要（陳述書のみ提出）	無料 →有料
欧州 (欧州特許庁)	1年	相当な注意	不要 任意で証拠書類を提出することは可	665ユーロ (約81,000円)
米国	無期限	故意でない	不要 陳述書のみ提出	2100ドル (約220,000円)

①特許権侵害訴訟等における第三者意見募集制度の導入

- 特許権侵害訴訟等の判決は、訴訟の当事者のみならず、他の業界に対しても、その事業活動に対して多大な影響を与えることがある。
- 影響を受ける他の業界の事業実態などを踏まえて裁判官が判断することが望ましい場合があるが、当事者にとって、他の業界の事業実態などに関する証拠収集が困難なときは、当事者の証拠収集を補完する必要がある。
- このため、特許権侵害訴訟等において、当事者の申立てがあれば、裁判所が必要と認めるときに限り、広く一般の第三者に対して裁判所の判断に必要な事項について意見募集を行うことができ、当事者が集められた意見を証拠として活用できる旨の規定を設ける改正を行った。
- さらに、知財の知見を有する専門家である弁理士が、「第三者意見募集制度」における相談に応じる業務を弁理士の業務として追加し、第三者の的確な意見書作成を支援できるようにした。

【イメージ】

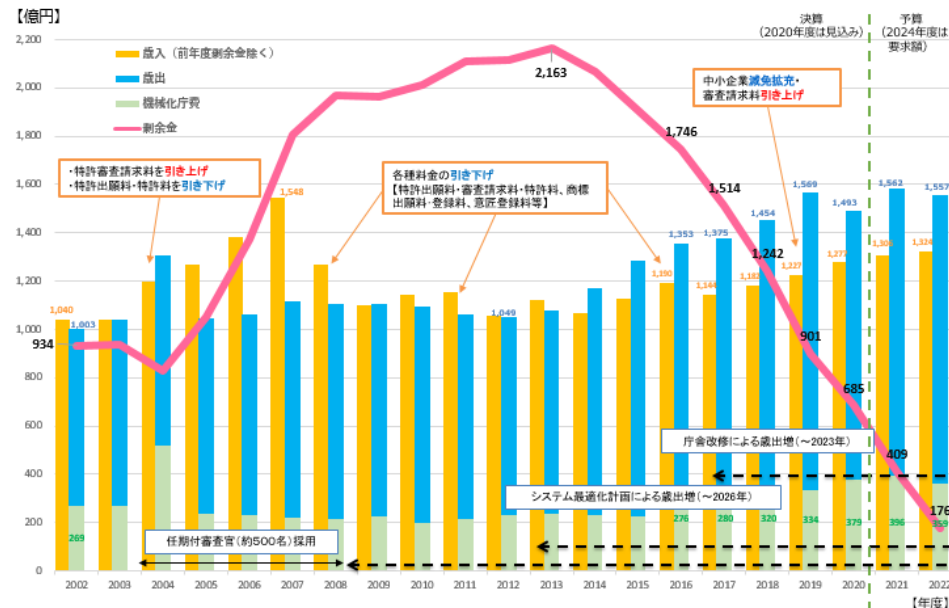


【制度の概要】

意見募集の主体・意見の提出先	裁判所
意見を提出できる者	限定しない (広く一般の第三者が提出できる)
対象の事件	特許権・実用新案権に係る侵害訴訟
対象の審級	第一審 (東京地裁・大阪地裁) ・ 控訴審 (知財高裁)
意見募集の時期・期間	裁判所の裁量

②特許料等の料金体系見直し

- 近年、中国の特許文献急増等に伴う審査負担の増大や、大規模システム刷新・庁舎改修等の投資負担により、特許特別会計は平成26年度以降7年連続で単年度赤字。
- 審査の質・スピードの維持向上や、デジタル化等による利用者の利便性向上のためには、歳出削減努力に加え、料金体系の見直しによる歳入確保が不可欠であり、必要な料金体系の見直しを行った。
- 具体的には、現在法定されている特許料・登録料について、法律で上限を定め政令に委任するよう改め、あわせて、特許料及び商標登録料等の上限額を改正前より引き上げた。
また、実費用と料金との乖離が大きいPCT手数料についても上限額を引き上げた。
- 最終的な料金は、財政運営の見通しや利用者ニーズ等を踏まえ、産業界等とも丁寧に調整を行いつつ、政令において決定する。あわせて、財政運営状況に関する情報公開の充実や、第三者による定期的な点検を通じ、透明性や客観性の向上を図る。



主な料金の種類と性質（赤字は法定上限の改定を行った料金）

	1. 権利化前	2. 権利化後
	- 政策的に実費を下回る水準 - 法律で上限額を定め、具体額を政令で規定	- 全体の収支をバランスさせる水準 - 具体的な金額を法律で規定 →法律で上限額を定め、具体的な金額を政令に委任するよう改めた
特許	出願料、審査請求料	特許料
PCT (国際特許)	送付・調査手数料	—
意匠	出願料	登録料
商標	出願料	登録料、更新登録料

法定上限額の改定

過去の主な料金の推移

		2008改正 2011改正 2012改正 2016改正 2019改正					
		~2008/5	2008/6 ~ 2011/7	2011/8 ~ 2012/3	2012/4 ~ 2016/3	2016/4 ~ 2019/3	2019/4 ~ 現在
特許	出願料	16,000円	15,000円			14,000円	
	審査請求料	168,600円 + 請求項数×4,000円		118,000円 + 請求項数×4,000円			138,000円 + 請求項数×4,000円
	特許料 (1-3y)	2,600円 + 請求項数×200円	2,300円 + 請求項数×200円			2,100円 + 請求項数×200円	
	(4-6y)	8,100円 + 請求項数×600円	7,100円 + 請求項数×500円			6,400円 + 請求項数×500円	
	(7-9y)	24,300円 + 請求項数×1,900円	21,400円 + 請求項数×1,700円			19,300円 + 請求項数×1,500円	
	(10-20y)	81,200円 + 請求項数×6,400円	61,600円 + 請求項数×4,800円			55,400円 + 請求項数×4,300円	
PCT	日本語	110,000円			80,000円	80,000円	
	英語					166,000円	
商標	出願料	6,000円 + 区分数×15,000円	3,400円 + 区分数×8,600円				
	登録料	66,000円×区分数	37,600円×区分数			28,200円×区分数	
	更新料	151,000円×区分数	48,500円×区分数			38,800円×区分数	

今回の法定金額の見直し

(※) 括弧内は上限の金額

改正前法定金額	改正後	政令で定める金額
(16,000円)	改定無し	14,000円
(168,600円 + 請求項数×4,000円)	改定無し	138,000円 + 請求項数×4,000円
2,100円 + 請求項数×200円	(毎年 61,600円 + 請求項数× 4,800円)	4,300円 + 請求項数× 300円
6,400円 + 請求項数×500円		10,300円 + 請求項数× 800円
19,300円 + 請求項数×1,500円		24,800円 + 請求項数× 1,900円
55,400円 + 請求項数×4,300円		59,400円 + 請求項数× 4,600円
(143,000円)	(170,000円)	160,000円
(221,000円)	(249,000円)	186,000円
(6,000円 + 区分数×15,000円)	改定無し	3,400円 + 区分数×8,600円
28,200円×区分数	(32,900円×区分数)	32,900円×区分数
38,800円×区分数	(43,600円×区分数)	43,600円×区分数

(※) 意匠及び実用新案については、改正前の料金体系を維持。

登録料について、法律で上限を定め政令に委任する改正のみを行う。

具体的な金額は、「特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年12月24日政令第344号）」により決定。

(参考)諸外国の特許料金改定 (特許権を取得し10年間維持するために必要な額)

▼:値下げ ▲:値上げ

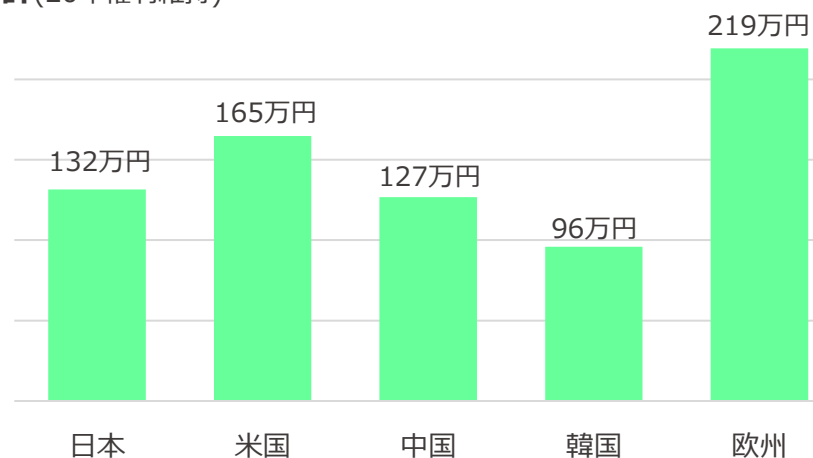
		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
日本	¥526,800	▼ ▲10%			▼ ▲11%					▼ ▲6%	中小企業向け減免の拡充に伴う減収分に相当		△ +5%		¥418,000 ▲21%
米国	¥576,000	▲ +5%			▲ +15%	▲ +2%	▲ +10%				▲ +2%			▲ +7%	¥846,000 +47%
欧州特許庁	¥623,300	▲ +11%		▲ +7%		▲ +4%		▲ +5%		▲ +1%				▲ +3%	¥837,775 +34%
ドイツ	¥427,800	▼ ▲1%弱						▲ +1%							¥432,400 +1%
韓国	¥306,340	▼ ▲4%					▲ +2%								¥299,710 ▲2%
英国	¥191,800			▲ +17%											¥224,000 +17%

※特許：請求項数→審査時10、登録時8、ページ数40で計算
「欧州特許庁」は5年目にドイツに移行した場合を計算

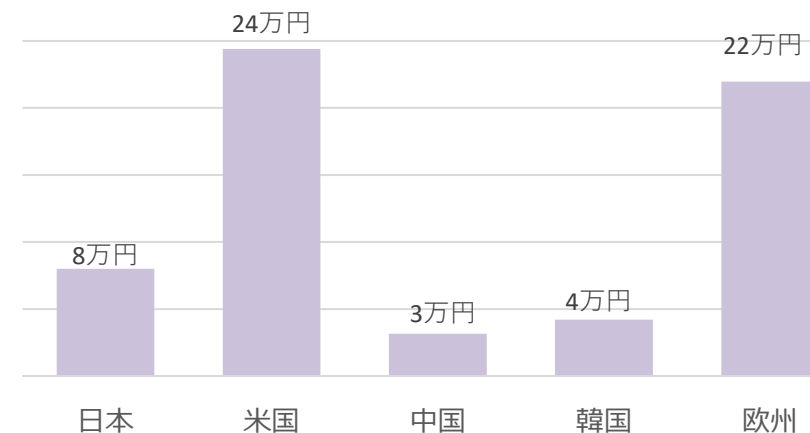
※1ドル=100円、1ユーロ=115円、1ポンド=140円
1元=15円、1ウォン=0.085円で算出

(参考) 料金の国際比較

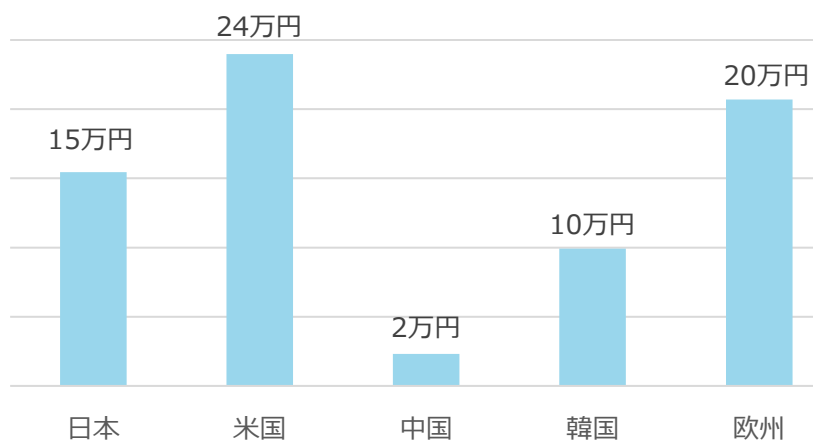
特許(20年権利維持)



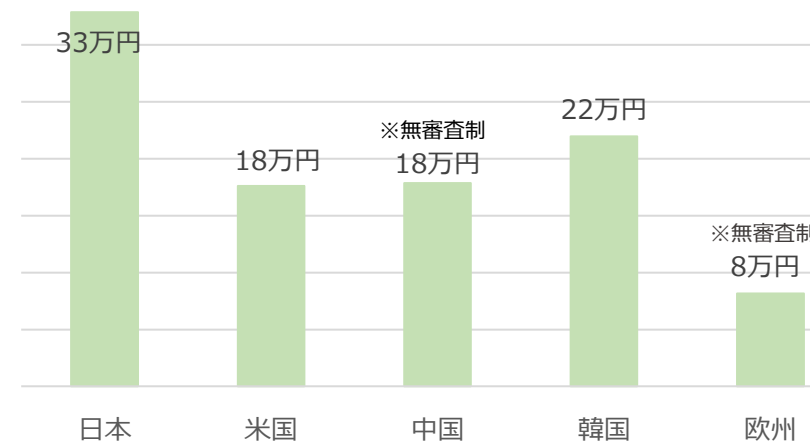
国際特許(PCT)出願



商標(20年権利維持)



意匠(20年権利維持)



※金額は、平均的なケースにより算出。

※1ドル=100円、1ユーロ=115円、1元=15円、1ウォン=0.085円で算出

※特許について、欧州は欧州特許庁に出願し、5年目にドイツに移行した場合の金額

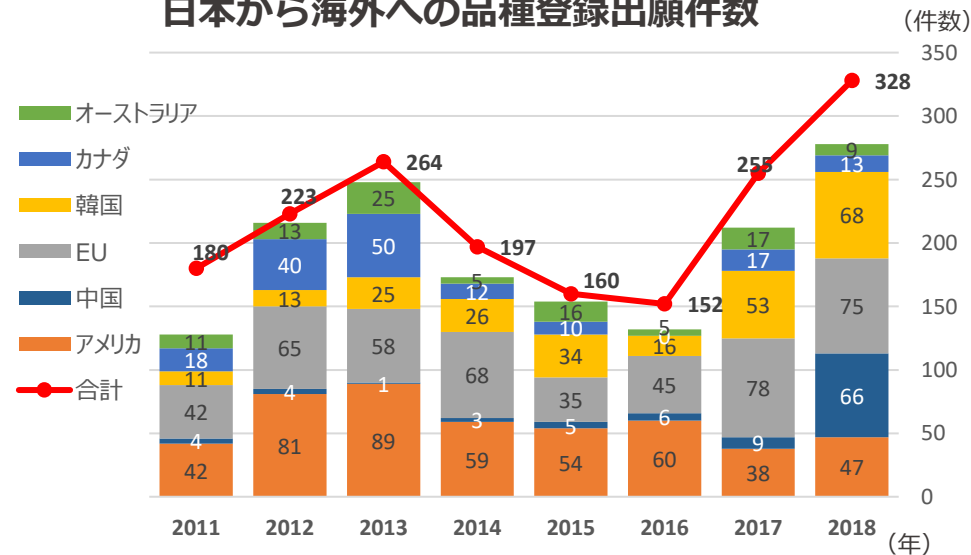
※意匠の保護期間：中国は出願から10年、米国は登録日から15年

③弁理士制度の見直し

(i) 農林水産知財業務の弁理士業務への追加

- 農林水産品の輸出拡大が政府方針として掲げられている一方、日本の農林水産品に関する知的財産が海外で適切に保護されていない事案が発生しており、国内だけでなく海外においても農林水産品に関する知的財産を適切に保護することが重要。「植物の品種登録」や「地理的表示」等の知的財産を適切に保護するには、商標権等の知見も必要となる。
- 知的財産に関する専門家である弁理士は、農林水産事業者から知的財産の保護についての相談に応じる者、農林水産事業者による海外出願を支援する者として相応しい。
- このため、「植物の品種登録」や「地理的表示」に関する相談業務や海外出願支援業務を、弁理士を名乗って取り扱うことができる業務として弁理士法に明記する改正を行った。また、関連法令の罰金刑を欠格事由に追加。

日本から海外への品種登録出願件数



※UPOV(種苗に関する国際機関)HPのデータより特許庁作成

■「植物の品種登録」とは

- ✓ 品種改良により得られた優良な特性を有する品種を登録すること。当該品種を登録した育成者は、当該品種の育成・加工・販売を独占的に行うことができる（育成者権）。
- ✓ 例えば、サクランボの品種「^{べにしゅうほう}紅秀峰」など。

■「地理的表示」とは

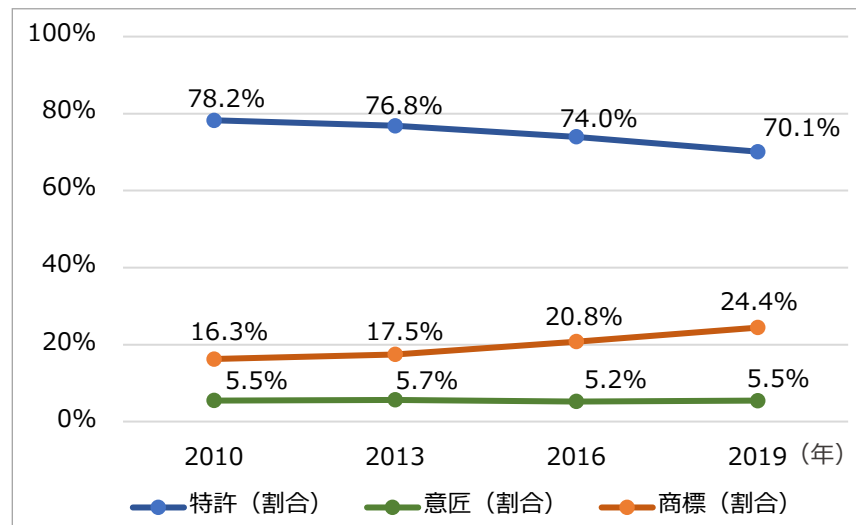
- ✓ 特定の地域で長年育まれた特別な生産方法と結びついた高い品質・評価を有している農林水産物等の名称。「地理的表示」として登録された名称は、他の地域の生産者による不正使用が許されない。
- ✓ 例えば、「夕張メロン」など。

③弁理士制度の見直し

(ii) 法人名称の変更（「弁理士法人」への変更）

- 弁理士の所属する法人の名称は、法人制度が導入された平成12年以降、「特許業務法人」とされている。法人制度の導入時、弁理士の業務は特許に関するものが典型的であり、業務の内容を端的に示すとの観点から「特許業務法人」との名称が採用された。
- 近年、弁理士は、特許に限らず、意匠や商標等の様々な知的財産を取り扱う機会が増加しており、特許以外の業務を中心に行う弁理士もいる。しかし、「特許業務法人」という名称のために、この法人の扱う業務が特許に関する業務のみであると誤認する者も存在しており、特許に限らない知的財産に関する専門家として弁理士が認知され、活用される機会が損なわれている。
- このため、弁理士が所属する法人の名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」に改めるための改正を行った。

全出願代理件数に占める
特許・意匠・商標の割合の推移



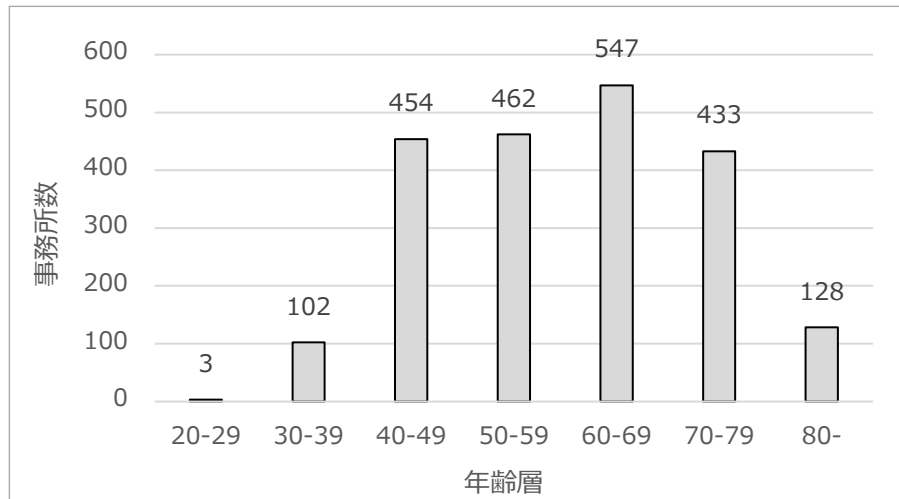
【参考：他士業の法人名称】

士業	弁護士	司法書士	行政書士	税理士	公認 会計士	社会保険 労務士
法人名称	弁護士 法人	司法書士 法人	行政書士 法人	税理士 法人	監査 法人	社会保険 労務士法人

③弁理士制度の見直し (iii)一人法人制度の導入

- 改正前は、弁理士の所属する法人の設立・存続には、弁理士の社員が二人以上いることが必要とされていた。
- 近年、法人化されていない弁理士一人の事務所において、当該弁理士の高齢化が進行している。当該弁理士が急遽業務を継続できなくなった場合、法人化されていないために当該弁理士の個人資産と事業資産が分離されていなかったり、個人契約の引継処理が必要となることから、当該事務所の事業承継が円滑に進まず、利用者の利便を損なう事例が生じている。
- 以上のような場合に事業承継を円滑に進め、ユーザーへの継続的な対応を行えるようにするため、弁理士の社員が一人のみでも法人の設立・存続を可能とするための改正を行った。

一人事務所における弁理士の
年齢層別の事務所数



※日本弁理士会調べ（令和2年1月）

【参考：他士業の一人法人制度導入状況】

士業	弁護士	司法書士	行政書士	税理士	公認会計士	社会保険労務士
一人法人導入状況	○	○	○	×	×	○

ありがとうございました

特許庁 総務部 総務課 制度審議室

